



お知らせ

1世帯あたり5万円を支給

住民税非課税世帯などに 対する臨時特別給付金

健康福祉課 福祉係 ☎65・0000・1

電気・ガス食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯などに対して、1世帯あたり5万円を支給します。

【対象世帯】

① 住民税非課税世帯

基準日において、桂川町住民基本台帳に登録されており、かつ世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

② 家計急変世帯

①のほか、社会情勢等の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(住民税均等割が課税されているが、前述の理由により収入が減少した世帯)

①の世帯につきましては「確認書」を郵送しますので手続きをお願いします。

②の世帯または、令和4年1月2日以降に桂川町に転入された方のある世帯や確定申告未申告の方のいる世帯につきましては申請が必要になりますのでお問い合わせください。



お知らせ

国民健康保険に加入されている方

「医療費通知」が 確定申告に使えます！

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

【国民健康保険に加入されている方へ】

医療費通知は、確定申告の際の医療費控除に使用することができます。

左記のとおり医療費通知の送付を実施しておりますので、ご確認ください。

■ 医療費通知について	
送付時期	毎月25日前後
送付回数	12回/年
対象診療年月(注1)	送付年月の2ヶ月前分 (例) 12月発送…10月診療分

(注1) 医療費通知は、医療機関などを受診した月から2ヶ月遅れて送付しておりますので確定申告時期には間に合わない場合があります。その際は、医療費控除の明細書にて申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。



手当金

傷病手当金適用期間の延長

新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金の申請はお済みですか

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

○桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合(適用期間内で左記の要件を満たす方に限る)について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和4年12月31日
【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること